

【新旧対照表】

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(保険料率) 第4条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,600円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,760円</u> (7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 84,240円</u> (8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 97,200円</u> (9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 110,160円</u> <u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,160円とする。</u> (賦課期日後に資格取得、喪失等があった場合の保険料) 第6条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはニ</u>、第2号ロ、第	(保険料率) 第4条 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>29,400円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>29,400円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>44,100円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,800円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73,500円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>88,200円</u> (賦課期日後に資格取得、喪失等があった場合の保険料) 第6条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ及びハ</u>、第2号ロ、第3号

改正後	改正前
3 号ロ、第4 号ロ、<u>第5 号ロ、第6 号ロ、第7 号ロ又は第8 号ロ</u>に該当するに至った第1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1 項第1 号から<u>第8 号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略) 附 則 (平成27年条例第〇号) (施行期日) 第1 条 この条例は、公布の日から起算して1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (経過措置) 第2 条 改正後の四万十町介護保険条例第4 条の規定は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 (改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第3 条 法第115条の45第1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4 月1 日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。 2 法第115条の45第2 項第4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4 月1 日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。 3 法第115条の45第2 項第5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4 月1 日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。 4 法第115条の45第2 項第6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4 月1 日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。	ロ、第4 号ロ又は<u>第5 号ロ</u>に該当するに至った第1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1 項第1 号から<u>第5 号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)